

## 監督指導による賃金不払残業の是正結果について —指導により支払われた金額は約1.8億円—

神奈川県労働局（局長 及川 桂）では、従来から賃金不払残業（いわゆるサービス残業）の解消に取り組んでいるところであるが、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの1年間に、管内12労働基準監督署が、時間外労働に対する割増賃金が適正に支払われていないため、労働基準法第37条違反としてその是正を勧告し、1件当たり100万円以上の支払がなされた事案を取りまとめた。その概要は、以下のとおりである。

### 1 前年度と比較して、対象労働者数は減少、企業数、遡及是正金額がともに増加

監督指導により支払われた割増賃金の総額は1億8,332万円で、前年度と比較して対象労働者数は減少したものの企業数、遡及是正額がともに増加した。

### 2 商業と運輸交通業と製造業で約6割を占める

監督指導したことにより是正した53企業のうち商業が15企業、運輸交通業が9企業、製造業が7企業で、全体の約6割を占めている。

### 3 主な理由は不適切な労働時間管理

賃金不払残業となった主な理由は、一定の時間外手当額としてそれ以上の時間外労働を賃金支払に反映させない事例、使用者が勤務中にタイムカードを打刻させそれ以降働いても時間外労働扱いとしない事例などが認められている。

### 4 労働局では今後とも継続した監督指導実施

神奈川県労働局では、賃金不払残業の撲滅に向けて今後とも継続的に監督指導を行うとともに、11月を「労働時間適正化キャンペーン」とし、労働時間の適正な把握及び賃金不払残業の解消等について周知啓発を図ることとしている。

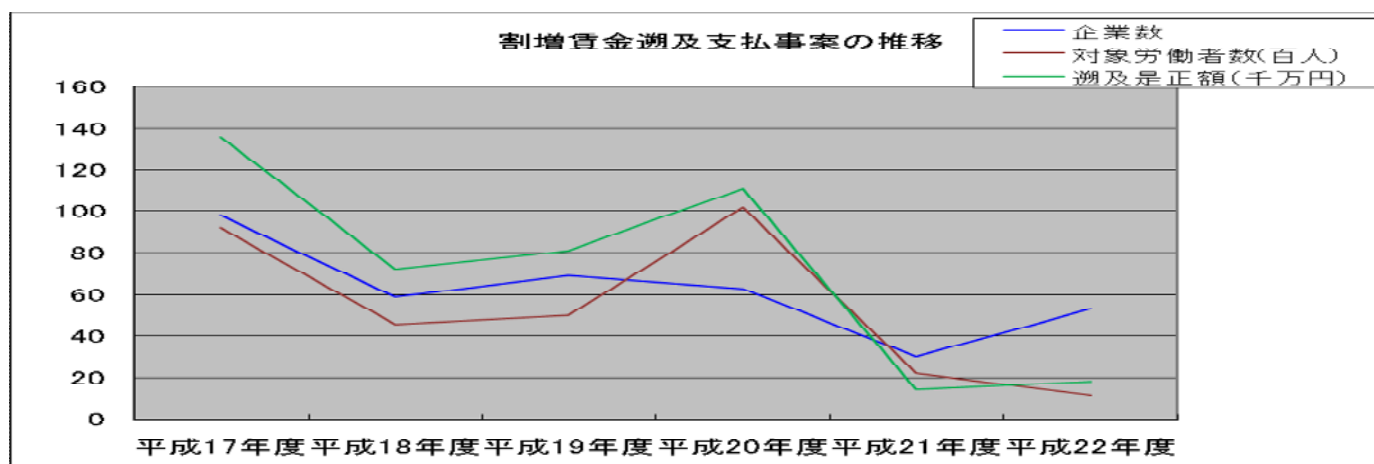


表1 年度別100万円以上の割増賃金遡及支払事案

業種		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	合計
製造業	企業数	22	14	14	10	7	7	74
	対象労働者数	1,397	1,086	983	1,628	705	206	6,005
	遡及是正額(万円)	18,507	27,805	10,330	8,165	2,785	2,510	70,102
建設業	企業数	7	4	7	3	0	2	23
	対象労働者数	156	506	197	307	0	33	1,199
	遡及是正額(万円)	3,580	6,901	2,096	4,122	0	457	17,156
商業	企業数	29	11	16	19	11	15	101
	対象労働者数	3,085	466	450	3,420	659	224	8,304
	遡及是正額(万円)	46,483	3,276	7,506	66,707	6,742	8,758	139,472
金融・広告業	企業数	4	4	3	2	2	2	17
	対象労働者数	1,093	786	808	1,142	80	45	3,954
	遡及是正額(万円)	26,846	15,804	18,204	8,028	691	439	70,012
接客・娯楽業	企業数	7	7	7	12	1	2	36
	対象労働者数	866	555	335	522	160	163	2,601
	遡及是正額(万円)	20,688	7,423	2,083	5,321	439	377	36,331
その他	企業数	29	19	22	17	9	25	121
	対象労働者数	2,626	1,164	2,237	3,173	595	489	10,284
	遡及是正額(万円)	19,894	11,017	41,064	18,475	3,625	5,791	99,866
合計	企業数	98	59	69	63	30	53	319
	対象労働者数	9,223	4,563	5,010	10,192	2,199	1,160	31,187
	遡及是正額(万円)	135,998	72,226	81,283	110,818	14,282	18,332	414,607

表2 遡及是正させた主な事案の概要

事業場	事案の概要
その他の商業	労働者からの相談をきっかけに会社を調査したところ、時間外労働手当が固定制となっており、それを超えて時間外労働を実施したにもかかわらず、時間外手当が支払われていなかったため、遡及是正させたもの。 労働者35人に対して、5,062万円。